

別表1:評価項目及び評価基準

工事名: 直方・鞍手工業用地 造成工事(1工区)外3件

分類	評価項目	評価内容	配点	
1. 簡易な施工計画 (5.0点)	作業時の安全対策について (5.0点)	作業時の周辺地域及び作業員の安全確保または、伐木等の搬出時における第三者への安全対策について工夫を述べること。	0.0 ~ 5.0	
2. 企業の技術力 (10.0点)	工事成績評価【注1】 (2.8点)	82点以上	2.8	
		79点以上82点未満	2.1	
		76点以上79点未満	1.4	
		73点以上76点未満	0.7	
		73点未満(工事成績なし)	-	
	安全管理の状況【注2】 (1.0点)	建設業労働災害防止協会に入会の有無	有	0.6
			無	-
		別に指定する労働災害防止に関する講習の受講の有無	有	0.4
			無	-
	継続的な技術者保有に基づく信頼度 (0.8点)	10年以上継続雇用する技術士、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の人数	5名以上	0.8
			2名以上	0.4
			2名未満	-
	若年技術者の採用状況【注3】 (0.4点)	34歳以下の技術者を令和3年度以降に採用し、雇用状況にある技術者の有無	有 無	0.4 -
	当該工事の理解度・取組み状況 (0.2点)	見積公告時における見積提出の有無	有	0.2
			無	-
品質・環境マネジメントシステムの取組み状況 (0.8点)	ISO9001と14001の認証の両方を取得済み ISO9001又は14001の認証を取得済み 認証を未取得	取得済み	0.8	
		取得済み	0.4	
		未取得	-	
福岡県との防災協定に関する状況【注4】 (2.0点)	防災協定の締結状況	直方県土整備事務所との「防災協定」を締結している。	1.4	
		直方県土整備事務所以外との「防災協定」を締結している。	0.7	
		「防災協定」の締結がない。	-	
	防災協定に基づく活動実績の状況	直方県土整備事務所との「防災協定」に基づく活動実績がある。	0.6	
		直方県土整備事務所以外との「防災協定」に基づく活動実績がある。 「防災協定」に基づく活動実績がない。	0.3 -	
施工体制確保の確実性【注5】 (2.0点)	受注工事量比率	<0.5	2.0	
		0.5 ≤ 受注工事量比率 <1	1.5	
		1 ≤ 受注工事量比率 <1.5	1.0	
		1.5 ≤ 受注工事量比率 <2	0.5	
		2 ≤ 受注工事量比率	-	
3. 配置予定技術者の技術力 (5.0点)	同種工事の工事成績評価【注6】 (2.0点)	82点以上	2.0	
		79点以上82点未満	1.5	
		76点以上79点未満	1.0	
		73点以上76点未満	0.5	
		73点未満(工事成績なし)	-	
	技術士、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の保有年数 (2.0点)	10年以上	2.0	
		3年以上10年未満	1.0	
		3年未満	-	
	継続教育(CPD)の取組み状況 (1.0点)	各団体推奨単位以上	1.0	
		各団体推奨単位の2分の1以上	0.5	
上記以外の場合		-		
加算点合計 (20.0点)				
施工体制の評価	施工体制評価点【注7】 (1.1点)	低入札価格調査基準比較価格以上で入札	1.1	
		低入札価格調査基準比較価格未満で入札	-	
合計 (21.1点)				

【注1】

評価の対象とする工事は、工事種別が土木一式工事で令和2年2月1日から令和5年1月31日の間に完成し、工事成績評定を受けた福岡県発注工事(業者の等級別格付を行う際の主観的事項の評定に用いた全ての工事を対象とする。)とし、成績評定点と最終契約金額の積の合計を最終契約金額の合計で除した値(加重平均値、小数点以下切り捨て)により評価する。特定建設工事共同企業体の工事成績評定は各構成員が同じ成績評定を受けたものとし、最終契約金額は各構成員毎の出資比率を掛けた金額とする。ただし、前記県発注工事において対象工事がない場合は、平成31年4月1日から令和4年3月31日の間に完成した国土交通省九州地方整備局発注の工事(全工事種別)を対象とする。

【注2】

建設業労働災害防止協会の加入は、令和5年3月31日時点における協会加入の有無を評価の対象とする。労働災害防止に関する講習の受講は、申込期限日において雇用している者のうち、建設業労働災害防止協会実施の「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」又は「新総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」を受講したものを評価の対象とする。

【注3】

令和3年4月1日以降に34歳以下の技術者を採用し、かつ、申込期限日において3ヶ月以上継続的に雇用している場合に評価の対象とする。なお、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、建設工事に技術者(監理技術者(特例監理技術者を含む。以下同じ。))、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人又は担当技術者)として従事した経験(採用後に技術者として従事した経験を含む。)を有する者又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者とする。

【注4】

「防災協定」とは、県土整備事務所又は苅田港務所と締結する「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」をいう。「防災協定の締結」については、申込期限日において「防災協定」を締結している者を評価の対象とする。「活動実績」は、令和2年4月1日から申込期限日までに「防災協定」に基づく緊急対策工事の完成した実績がある者を評価する。なお、自主活動の実績は評価しない。

【注5】

受注工事量比率＝「過去1年間の受注実績」÷「過去3年間における年度平均受注実績」
評価の対象とする工事は、工事種別が土木一式工事で企業局発注の総合評価落札方式によって入札を行った工事とする。「過去1年間の受注実績」とは、令和5年5月10日から令和6年5月9日までに落札した工事の落札額(税抜き)の合計とする。過去3年間における平均受注実績とは、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に落札した工事の落札額(税抜き)の合計を3で除した金額(小数点以下は四捨五入)とする。ただし、過去3年間の平均受注実績が8千万円に満たない場合は8千万円とする。

【注6】

実績工事(様式-3)において、福岡県発注工事(全ての部局が対象)又は国土交通省九州地方整備局発注の工事で平成30年度以降に完成した、掘削又は切土を含む工事の評定点の高いものを評価する。ただし、以下の場合は1ランク下位の評価とする。
・評価の対象となる実績工事(様式-3)に担当技術者として従事していた場合。
・評価の対象となる実績工事(様式-3)に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事し、その従事期間が監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者が専任性を要する期間の50%未満の場合。
また、以下の場合は2ランク下位の評価とする。
・評価の対象となる実績工事(様式-3)に担当技術者として従事し、その従事期間が監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者が専任性を要する期間の50%未満の場合。

【注7】

入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。

※評価の判断は添付資料のみで行い、添付資料の内容によっては評価しないこともある。